四　横断図については、
イ　津波防護施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断測量線を朱色破線をもって平面図に記入すること。
ロ　横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とすること。
ハ　イ及びロのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
(イ)　津波浸水想定に定める水深に係る水位
(ロ)　津波防護施設の高さ
(ハ)　縮尺
(ニ)　調製年月日
五　構造図については、
イ　各部分の寸法を記入すること。
ロ　調製年月日を記載すること。

5　帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、津波防護施設管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模）

第二十一条　令第十五条第一号の国土交通省令で定める規模は、おおむね五百メートルとする。

（延滞金）

第二十二条　法第四十七条第二項に規定する延滞金は、同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

（指定津波防護施設の指定の公示）

第二十三条　法第五十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　指定津波防護施設の指定をする旨
二　当該指定津波防護施設の名称及び指定番号
三　当該指定津波防護施設の位置
四　当該指定津波防護施設の高さ

2　前項第三号の指定津波防護施設の位置は、第八条各号に掲げるところにより明示するものとする。

（指定津波防護施設の標識の設置の基準）

第二十四条　法第五十一条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。
イ　指定津波防護施設の名称及び指定番号
ロ　指定津波防護施設の高さ及び構造の概要
ハ　指定津波防護施設の管理者及びその連絡先
ニ　標識の設置者及びその連絡先
二　指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（指定津波防護施設に関する行為の届出）

第二十五条　法第五十二条第一項の規定による届出は、別記様式第九の届出書を提出して行うものとする。

2　法第五十二条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	二千五百分の一以上	
指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上	
法第五十二条第一項各号に掲げる行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその敷地の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細	五百分の一以上	

（指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項）

第二十六条　法第五十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の名称及び指定番号とする。

（指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知）

第二十七条　法第五十二条第二項の規定による通知は、第二十五条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

（津波災害警戒区域の指定の公示）

第二十八条　法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　津波災害警戒区域の指定をする旨
二　津波災害警戒区域
三　基準水位（法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。次条第三項及び第三十条において同じ。）

2　前項第二号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番
二　平面図

（都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

第二十九条　法第五十三条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。

2　前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3　第一項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。